

● 職住共存地区・地域協働型地区計画 ●

修徳学区の地区計画

豊かなふれあい・活力ある交流のあるまちづくり



▲ いつまでも継承したい地蔵盆



▲ 大切にしたい住民相互のふれあい

美しく緑豊かなうるおいのある市街地環境の形成



▲ みんなで守り育てる修徳公園



▲ 緑でいっぱいのまちなみ

この地区計画は、修徳学区のまちづくりを進めていく指針として、平成13年4月に都市計画決定されたものです。

(職住共存地区における地域協働型地区計画の第1号です。)

地区計画の方針として定めた事項

名称

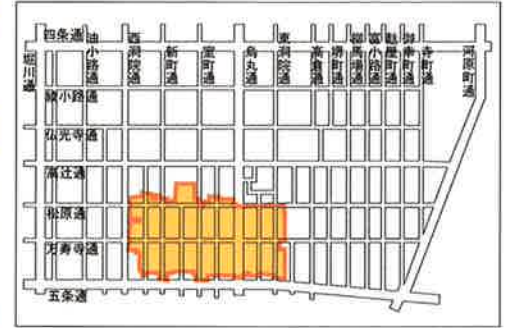
修徳元学区地区地区計画

位置

京都市下京区数下町、富永町、中野之町、亀屋町、布屋町、月見町、材木町、小田原町、徳万町、元両替町、坂東屋町、長刀切町、玉津島町、弁財天町、御供石町、高砂町、五條烏丸町、悪王子町、大堀町、吉水町、俊成町、玉屋町、大江町及び深草町

面積

約15.9ha



▲ 学区位置図

地区計画の目標

当学区は、平安遷都以来1200年を超える歴史を有し、和歌の由緒の豊富な地域として著名であるとともに、歴史的に様々な商業・手工業が営まれる学区である。また、日本でいち早く小学校を創立したことに見られる自治の気風が溢れ、職と住が共存する落ち着いた市街地を形成している。

当学区においては、「社会教育プラザ 花と緑 健康と福祉の学区修徳」の実現を目指したまちづくりを進めており、今後とも、このまちづくりの進展を図るため、地区計画の目標を以下のように定める。



▲ 和歌の由緒ある新玉津島神社



▲ 親鸞聖人の縁ある光円寺



▲ 地域に息づく伝統の技



▲ すくすくと育つ子どもたち

①豊かなふれあい・活力ある交流のあるまちづくり

各世代の定着を図るとともに、住民相互のふれあいや地域の歴史や文化を大切にしながら、安全で快適な活力ある地域社会の形成を図る。



▲ みんなでわいわい学区民大運動会



▲ 住民相互のふれあいに子ども達も一役

②美しく緑豊かなうるおいのある市街地環境の形成

修徳小学校跡地の街区公園等の公共施設を核に、地域緑化・地域美化に努め、美しく緑豊かな潤いのある市街地環境の形成を図る。



▲ 下京修徳ふれあい福祉会館と修徳公園



▲ 緑豊かなまちなかの形成

土地利用の方針

当学区を細区分して、それぞれ次の方針により地域の特性に配慮した土地利用を誘導する。

● 職住共存地区（烏丸通沿道地区及び五条通沿道地区以外の区域）

商工の賑わいの継承と住機能の維持により、都心活力の源となる多様な土地利用が共存する中低層を基調とした市街地の形成を図る。

● 烏丸通沿道地区及び五条通沿道地区

後背地の住環境の維持に配慮しながら、都心にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図る。



▲ まちなみに配慮した建物の例



▲ 安心して歩ける道づくりに向けて

地区施設の整備の方針

良好な市街地環境の形成のため、既存の道路等の施設を有効に生かし、緑豊かで潤いがあり、歩行者の安全性・快適性に配慮した魅力ある施設整備を図る。

建築物等の整備の方針

地域の個性の維持・発展のため、地域の歴史・文化的な拠点施設や京町家等の伝統的な建築物との調和を図る。また良好な公共空間の維持のため、建築物等の整備に際しては、必要な駐車場・駐輪場の確保を図る。

また、職住共存地区においては、居住環境の保全のため、相隣環境に配慮し、地域社会と調和のとれた建築物の用途とする。共同住宅においては、居住者の地域活動への参加を促進しながら、ファミリータイプの共同住宅の誘導を図る。



▲ 落ち着いたと風格のあるまちなみ

その他当該地区の整備、開発又は保全の方針

地域防災に関する防火水槽等の施設整備、防災コミュニティの強化を進め、学区の防災力を高める。

また、潤いある地域環境の形成のため、敷地内における緑化を進める。



▲ もしもの時に備えて…

地域協働型地区計画とは

- 地域協働型地区計画とは、地域住民が主体となって職と住、新と旧が調和したまちづくりを実現していくものです。
- 身近な生活環境の課題にとりくむためにつくられた地区計画制度の積極的な活用を図り、段階的に運用するもので、その第一段階として、地域コミュニティの単位である元学区ごとのまちづくりの目標を「地区計画の方針」として定めるものです。

● 今回は、地区計画の方針のみを定めています。

- 地区計画は「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っています。

地区計画

地区計画の方針

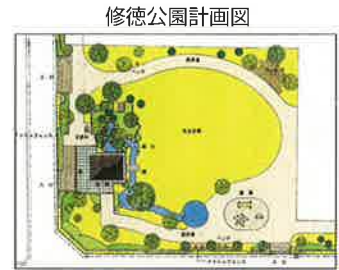
まちの将来像を明らかにするため、地区計画の目標と土地利用や建築物などの整備の方針を定めます。土地利用や建築行為において強制力はもちませんが、まちづくりの指針となるものです。

地区整備計画

具体的なまちづくりのルールにあたるもので、地区計画の方針に従って、土地利用の制限や建物の制限等を必要に応じて定めます。将来的にこの部分を住民の間で定めると、土地利用や建築行為において強制力をもつこととなります。

修徳学区まちづくりの歩み（平成11年～平成13年）

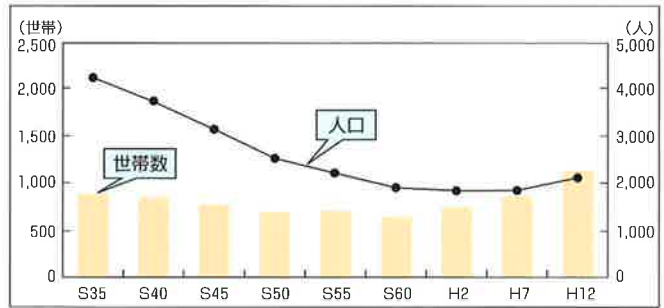
- 平成11年 3月 広報「脩徳」臨時号の発行、「わたしのまちに対する想い」アンケート実施
 6月 「修徳まちづくり委員会」設立
 7月 「わたしのまちに対する想い」アンケート結果報告会の開催
 12月 修徳小学校跡地における公園整備に関するアンケートを実施
 平成12年 3月 公園整備に関する意見交換会を開催（各層毎に計5回）
 8月 公園デザインを描く会（ワークショップ）の開催（計3回）



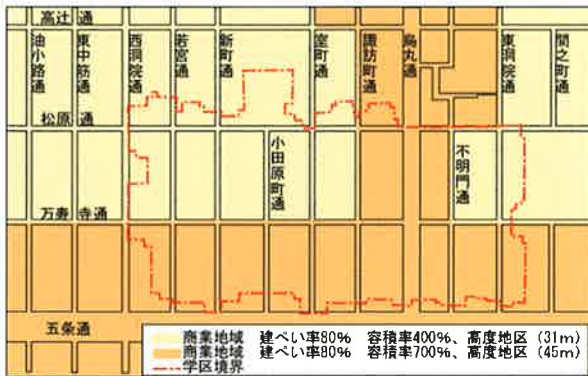
- 平成12年 11月 修徳まちづくり委員会において、これまでのまちづくりの集大成として地区計画(案)を検討
 平成13年 1月 修徳学区地区計画(案)及び今後のまちづくりについてのアンケートを実施
 2月～3月 地区計画案に関する縦覧
 3月 京都市都市計画審議会において「修徳元学区地区地区計画」が承認
 4月 「修徳元学区地区地区計画」が都市計画決定・告示

修徳学区の概況

- 長く減少傾向にあった人口は、近年、増加傾向に転じています。
- 松原通には商店街があり、食料品や日用品の供給など、学区民の暮らしを支えています。
- 学区には、仏具や畳、ふすまなど京都らしい伝統工芸の店もあります。



修徳学区の位置及び都市計画



- 幹線沿道は防火地域、その他の地域は準防火地域に指定されています。
- 烏丸通沿道は美観地区第5種地域に、その他の地域は第2種建造物修景地区に指定されています。

※詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

修徳学区の地区計画

- 写真提供 修徳学区のみなさん
- 作成・編集協力 修徳自治連合会・まちづくり委員会
- 発行 京都市 都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課
 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 TEL (075) 222-3503 FAX (075) 222-3472
 ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/tokei/todu/index.htm>

